政策評価実施要綱
（H20.10.10 策定）

（目的）

第１条　鹿沼市総合計画（以下「総合計画」という。）の計画的な行財政を推進し、市民の声に対する行政の説明責任と的確な情報公開を行うため、鹿沼市事務執行規則第２５条第２項の規定に基づき政策評価を実施する。

（内容）

第２条　政策評価は、総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）の基本施策（小項目）ごとに、計画目標・目標数値とその達成状況を分析し、総合評価し、市民等の外部評価を経て、政策評価として公表する。また、その評価結果は、次年度以降の基本計画推進、実施計画策定・予算編成に反映させる。

（手順）

第３条　政策評価を次の手順で進める。

（1）各部局長は、事務事業評価終了後に基本計画の基本施策（小項目）ごとに、毎年前年度の主要事業の実施状況や計画目標、目標数値の達成状況等について達成状況を分析し、政策評価シートに適切な措置又は改善の方向を示し、総合政策部長に提出する。

（2）総合政策部長は、各部局より提出のあった政策評価シートをまとめ、部長会議にその評価結果を報告する。

⑶市長は、部長会議等で協議した結果を踏まえ、市民等で組織する鹿沼市政策評価委員会（以下「委員会」という。）へ諮問する。

⑷委員会は、市長から諮問のあった政策評価について客観的に検証を行い、評価報告書を作成し、答申する。

（5）市長は、委員会の答申を受けて、次年度以降の基本計画推進、実施計画策定・予算編成に反映させる。

（公表）

第４条　市長は、委員会の答申を受けた政策評価の結果を、広報等で市民に公表する。

（庶務）

第５条　政策評価に関する庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。